

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の 一部を改正する法律案の概要

令和 3 年 2 月
農林水産省

趣旨

京都議定書の森林吸収量目標を達成するため、平成 20 年に間伐等特措法を制定、平成 25 年に改正・延長し、令和 2 (2020) 年度までに実施される間伐、再造林等の森林整備や、成長に優れた樹木（特定母樹）の増殖を推進してきた。

京都議定書の後継であるパリ協定に基づく我が国の森林吸収量目標（令和 12 (2030) 年度に 2.0% 削減）の達成のためには、引き続き、間伐、再造林等の森林整備の推進が必要であり、さらに、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、生産が本格化しつつある特定母樹から育成された苗木を用いた再造林を促進し、森林吸収量の最大化を図ることが重要であることから、所要の措置を講ずることとする。

法案の概要

1 現行法による支援措置の延長

(1) 市町村が策定する「特定間伐等促進計画」に基づく間伐等の実施に対する以下の支援措置の期限を令和 12 (2030) 年度まで 10 年間延長する。

- ・法定交付金（美しい森林づくり基盤整備交付金）の交付
- ・森林整備事業の地方負担分に係る地方債の起債の特例 等

（第 2 条及び第 6 条～第 8 条関係）

(2) 特定母樹の増殖を行う民間事業者等に対する林業・木材産業改善資金の償還期間の延長の特例等の支援措置の期限を令和 12 (2030) 年度まで 10 年間延長する。

（第 2 条及び第 11 条～第 13 条関係）

2 再造林を促進する措置の創設

特定母樹から育成された苗木（特定苗木）を積極的に用いた再造林を計画的かつ効率的に推進するため、都道府県知事が、

- ① 自然的・社会的条件からみて植栽に適した区域（特定植栽促進区域）を指定
- ② 区域内で特定苗木の植栽を実施しようとする林業事業体等が作成する計画（特定植栽事業計画）を認定
- ③ 計画の認定を受けた者に対し、林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等の支援措置を講じる

制度を創設する。 （第 2 条、第 4 条第 3 項及び第 14 条～第 17 条関係）

施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の概要

背景

- 京都議定書の森林吸収量目標を達成するため、平成20年に間伐等特措法を制定、平成25年に改正・延長し、令和2(2020)年度までに実施される、①間伐、再造林等の森林整備、②成長に優れた樹木(特定母樹)の増殖を推進。
- パリ協定に基づく我が国の森林吸収量目標(令和12(2030)年度に2.0%削減)の達成のためには、引き続き、間伐、再造林等の森林整備の推進が必要。
- さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、生産が本格化しつつある特定母樹から育成された苗木を用いた再造林を促進し、森林吸収量の最大化を図ることが重要。

法律案の概要

現行法による支援措置の延長

- 現行法に基づく以下の支援措置の期限を令和12(2030)年度まで10年間延長。
 - ① 市町村が策定する「特定間伐等促進計画」に基づく間伐等の実施に対する
・法定交付金(美しい森林づくり基盤整備交付金)の交付
・森林整備事業の地方負担分に係る地方債の起債の特例 等 (第6条)
 - ② 特定母樹の増殖を行う民間事業者等に対する
・林業・木材産業改善資金の償還期間の延長の特例 等 (第11条～第13条)

再造林を促進する措置の創設

- 特定母樹から育成された苗木(特定苗木)を積極的に用いた再造林を計画的かつ効率的に推進するため、都道府県知事が、
 - ① 自然的・社会的条件からみて植栽に適した区域(特定植栽促進区域)を指定 (第4条第3項)
 - ② 区域内で特定苗木の植栽を実施しようとする林業事業体等が作成する計画(特定植栽事業計画)を認定 (第14条第1項)
 - ③ 計画の認定を受けた者に対し、林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等の支援措置を講じる (第16条・第17条)

制度を創設。

<特定植栽促進区域と特定植栽事業計画のイメージ>

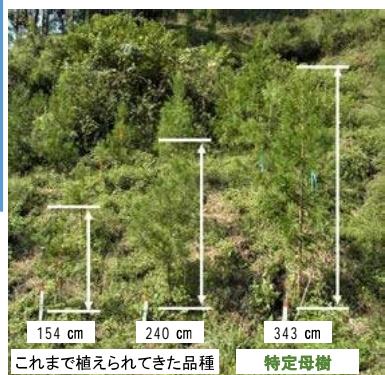
■ 特定植栽促進区域
自然的・社会的条件の良い(森林の土地の生産力が高い、林道からの距離が近い等)森林を知事が一体的に指定。



■ 特定植栽事業計画
事業計画に基づく金融面での特例措置により、林業機械の導入等による効率的な再造林を支援。



<特定母樹の成長> (植栽後3年の比較)



施行期日

- 令和3年4月1日

特に植栽を促進すべき地域の設定（案）

現状と課題

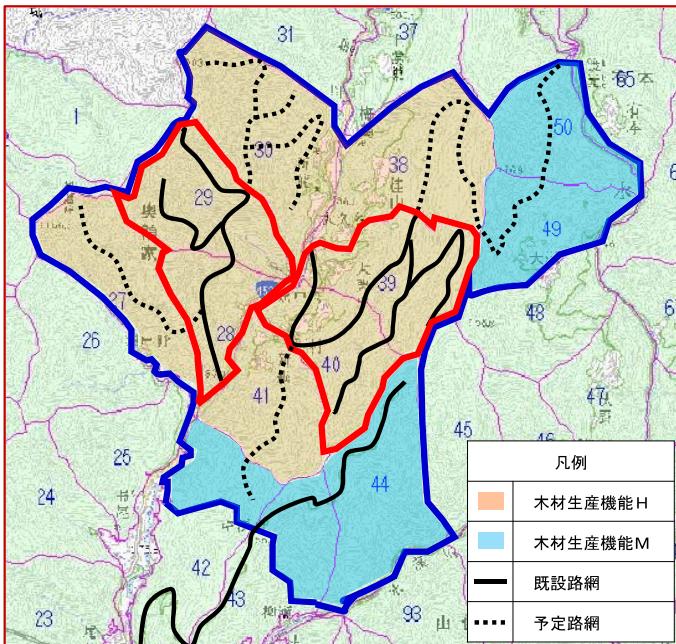
- 現状の再造林率は3～4割程度であり、林道沿い等の林業に適した場所でも再造林が行われていない森林も多くあり、地域レベルでは、将来の森林資源の持続的な利用の確保に懸念
- 市町村森林整備計画で特定する木材生産機能維持増進森林について、「植栽による確実な更新を推進することを基本」としているが、伐採造林届で天然更新が計画されていても計画の変更までは求めることとしていない

対応方向

- 市町村森林整備計画において、木材生産機能維持増進森林のうち、林地生産力が特に高く、かつ、効率的な施業が可能な森林の区域を「特に植栽を促進すべき地域」としてゾーニング（改正間伐特措法における「特定植栽促進地域」のベースとなる地域をイメージ）
- 木材生産機能維持増進森林のうち「特に植栽を促進すべき地域」の人工林では、森林経営計画の認定要件として皆伐跡地への植栽を必須とするほか、伐採造林届において植栽を計画していない場合に、計画の変更を指導
- 市町村長は、計画の変更の指導に併せて、森林所有者に対し、林業経営者（※経営管理法第36条の事業者（同38条で植栽義務有）等）への経営委託、権利移転の斡旋等を実施
- 造林補助事業において、「特に植栽を促進すべき地域」の内外で差を設けること等を検討

■ ゾーニングのイメージ

木材生産機能維持増進森林のうち、林地生産力（地位）及び施業の効率性（地利）が特に高い森林を特定



木材生産機能維持増進森林

○区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林

○更新の方法

植栽による確実な更新を推進することを基本とする

木材生産機能維持増進森林のうち 特に植栽を促進すべき地域

○区域の設定

木材生産機能維持増進森林のうち、林地生産力が特に高く、かつ、林道の開設状況等から特に効率的な施業が可能な森林

○更新の方法

人工林の皆伐跡地については、原則、植栽による更新を行う（アカマツの天然下種やコウヨウザンの萌芽など市町村が定める例外を除く）

※「特に植栽を促進すべき地域」のうち、エリートツリーの苗木の供給が可能な地域にあるものについては、改正間伐特措法における「特定植栽促進地域」とすることを想定

森林計画制度上の取扱い

森林経営計画制度

- ・主伐量の上限の特例を措置
伐採材積を年間成長量に100分の120を乗じて得た値（カメラルタキセ式を補正）に相当する材積以下とする計画を認定

伐採造林届出制度

特になし

森林経営計画制度

- ・主伐量の上限の特例を措置（従来どおり）
- ・新たに、皆伐跡地について、植栽を必須とする認定要件を追加（市森計との適合要件を適用）

伐採造林届出制度

- ・伐採造林届において植栽が計画されていない場合、計画を変更すべき旨を原則として文書で指導
- ・併せて、林業経営者（※）への経営委託や林地・立木の所有権移転の斡旋等を実施
- ・上記に関わらず天然更新を計画し、更新が完了しなかった場合、植栽すべき旨を命令

特定間伐等促進計画とは

Point

ここがポイント

間伐等促進法は、パリ協定における森林吸収量の目標を達成するため、令和12年度までの間に、特定間伐等(※)の取組を強力に促進することを目的とした法律です。

※ 「特定間伐等」とは、令和12年度までの間に実施する間伐又は造林です(法律第2条第1項)。

法律に基づき、農林水産大臣は、特定間伐等の促進に関する「基本指針」を定め、都道府県知事は、「基本指針」に即して「基本方針」を定めます。

市町村は、「基本方針」に即し、その区域における特定間伐等の促進に関する「特定間伐等促進計画」を作成します。

特定間伐等促進計画を作ると、こんな利点があります。
ぜひ作りましょう！



森林整備事業における優遇措置

計画に基づき間伐等を実施する場合、森林施業計画を作成した場合と同水準の助成（森林整備事業）を行うとともに、事業主体は、森林組合以外の林業事業体を含め幅広く設定できます。

法定交付金の交付 (美しい森林づくり基盤整備交付金)

農林水産大臣に対し計画を提出した市町村は、国から直接交付する交付金の対象となります。従来、市町村が実施してきた独自の取組について、この交付金を活用することにより、工夫次第で、負担の軽減、事業量の増加を図ることができます。

地方債の特例

計画に基づく間伐等に要する経費（上記2つの国の補助事業に対する地方公共団体の負担分）について、地方債の対象となり、また、その元利償還金の3割については、交付税で措置することができます。これにより、国の補助事業に対する都道府県や市町村の負担が軽減・平準化され、事業が実施しやすくなります。

伐採届出の特例

計画に位置づけられた実施主体が実施する間伐等については、森林法により義務づけられている事前の伐採届出が不要となります。

美しい森林づくり基盤整備交付金の概要

交付金の概要

支援対象は、間伐、造林、このための作業路網の整備など、特定間伐等の促進に資する幅広い取組です。

補助率は、2分の1です。

実施主体は、市町村、森林組合、森林整備法人、素材生産業者、造林業者等、幅広く設定することができます。

(注:特定間伐等促進計画に位置づけることが必要です。)

交付金のメリット

従来、市町村が独自に実施してきた取組について、この交付金を活用することにより、その負担を軽減することが可能です。

間伐の対象林齢に制限はありません。

地域の創造力を活かした事業(総事業費の10%以内)としてソフト事業経費(所有者への説明会、パンフレットの作成、座談会の開催等)にも活用できます。

年度間・施設間の融通、個別施設ごとの充当率の自由な設定が可能です。



特定間伐等促進計画はどのように作成するのですか。



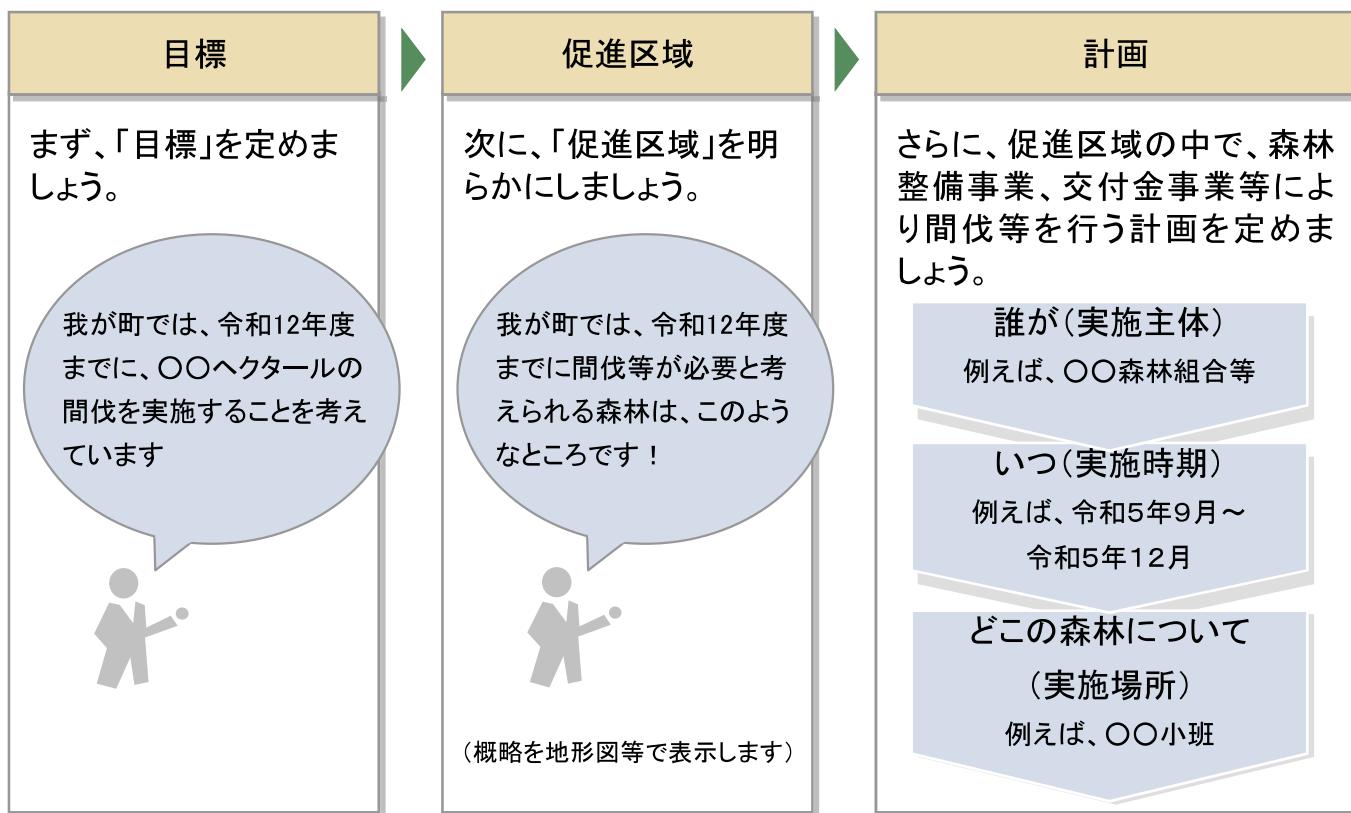
間伐等をどのように進めていくか話し合います。



集落座談会などを活用して、令和12年度までの間に、市町村内の森林についてどのように間伐等を実施していくか、地域の関係者の間で話し合ってください。なお、特定間伐等促進計画は、隨時変更可能ですので、できるところからどんどん計画をたてましょう。



間伐等に関する具体的な計画案を作ります。



市町村以外の方が、計画について提案できます。



森林組合等の意欲ある方は、市町村に対し、

あの森林について間伐をしたいと思いますがどうでしょうか

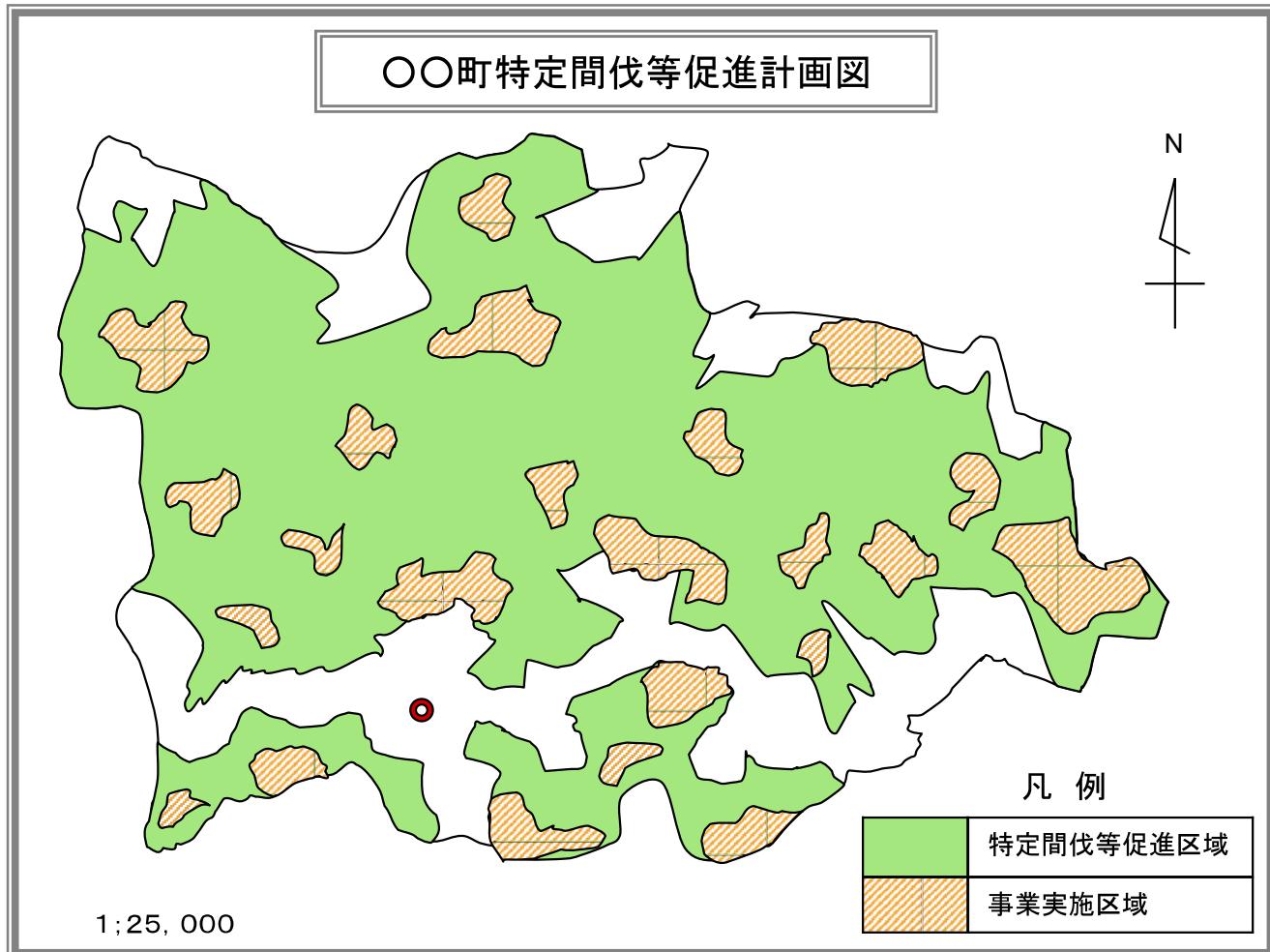
〇〇の森林の区域に、作業路網を設置すれば効率的に間伐が進むのではないか

等の提案を行うことができます。

市町村は、こうした提案内容を反映させた計画を作ることができます。

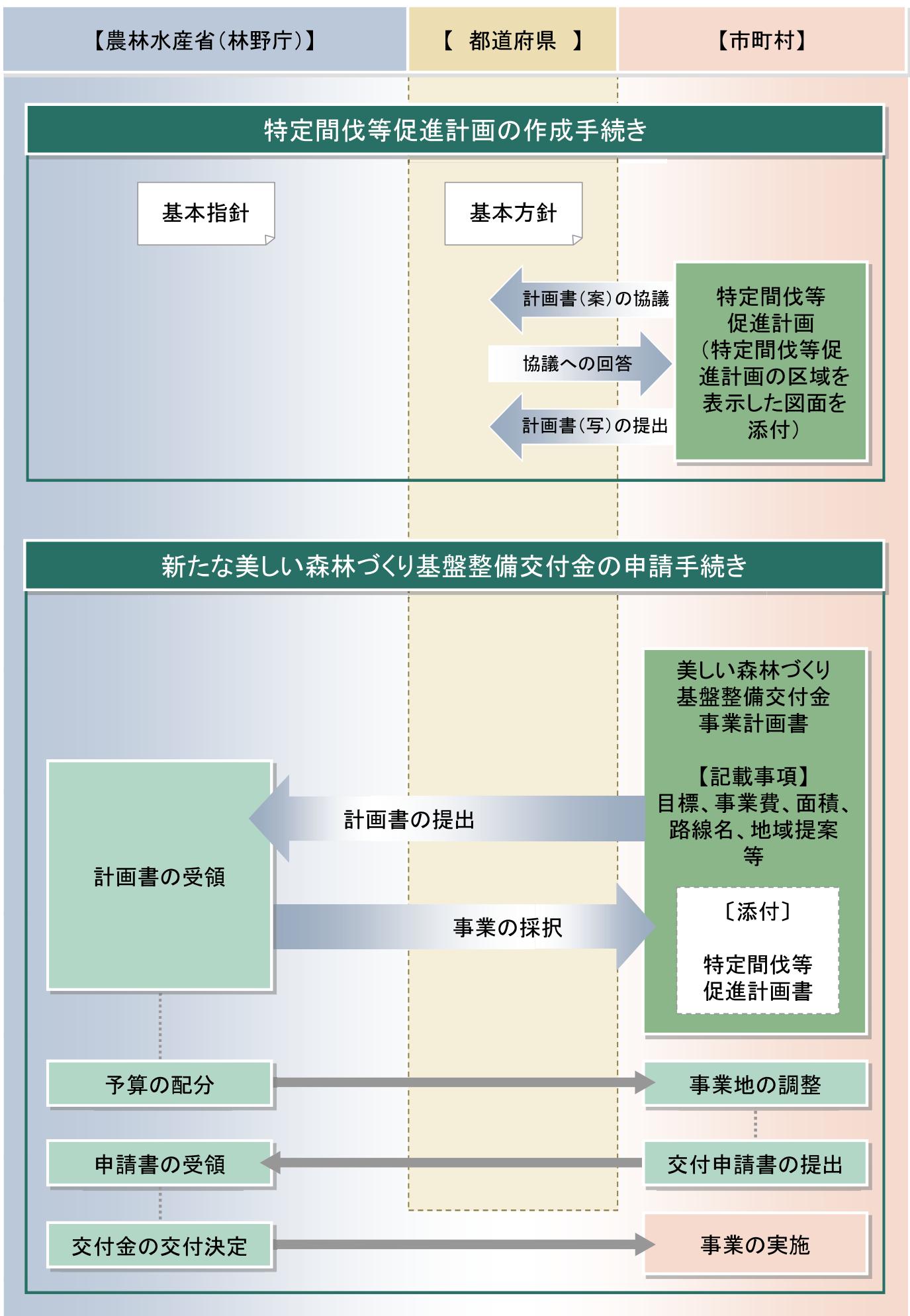
- ※ 市町村は、都道府県知事に計画案を協議することが必要です。協議を受けた都道府県知事は、「基本方針」に照らして、内容を確認し、回答を行います。
- ※ 計画の内容は、都道府県が計画実施のための経費について、起債を行うための根拠となります。市町村における起債については、都道府県にお問い合わせください。
- ※ 計画は、地域の関係者の見やすい場所に掲げる等により、公表します。

特定間伐等促進計画(イメージ)



目標:令和12年度までに、間伐○○ha、造林○○ha実施

場所	主体	樹種	間伐			造林	路網等	実施時期	備考
			林齡	面積	材積				
A	○○市	スギ	30	30ha	1,200		150m	R3.10～R4.2	森林整備事業予定
B	○○森林組合	ヒノキ	45	5ha	225			R5.9～R5.12	交付金予定
C	○○森林組合	ヒノキ	29	15ha	825	2ha	50m	R7.10～R8.3	森林整備事業予定
D	○○森林組合	スギ・ヒノキ	42	10ha	500	5ha		R5.10～R6.3	森林整備事業予定
E	○○公社	スギ	36	20ha	800		200m	R11.5～R12.3	森林整備事業予定
F	○○造林組合	スギ・ヒノキ	33	10ha	350			R4.10～R5.3	交付金予定
G	○○事業体	ヒノキ	53	5ha	175			R9.10～R10.2	自力
H	(有)○○	スギ	37	20ha	700		50m	R6.9～R7.2	森林整備事業予定
計				115ha	4,775	7ha	450m		



※ 国と市町村の間における書類の手続きは、都道府県を経由して行います。